第二十二条第六項中「子会社」の下に「（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。）」を、「関連会社」の下に「（同条第五項に規定する関連会社をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十八条第一項第五号イ中「（法第十条第二項第一号に規定する売買等をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十条第三号中「（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。次条、第三十六条の十及び別表第四において同じ。）」を削る。

第三十一条の三第二項第四号中「第七条第一項各号」を「第九条第一項各号」に、「第七条の四第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（身分証明書）

第三十一条の四　法第八十六条の三第二項（法第九十六条の二十一第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）及び第九十六条の三十九第二項において準用する場合を含む。）又は第百五十七条第三項（法第百八十四条第二項、第二百三十一条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、第三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項及び第三百四十九条第六項において準用する場合を含む。）の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。

第三十六条の七第二項第一号ロ⑸中「第七条第一項第三号」を「第九条第一項第三号」に改め、「総株主等をいう。」の下に「第八十二条第一項第三号及び第二項第十三号ロを除き、」を加え、「同号」を「令第九条第一項第三号」に改め、同号ロ⑼中「第七条の三第二号」を「第十一条第二号」に、「⑬において」を「以下」に改め、同号ロ⑽中「第七条の三第三号」を「第十一条第三号」に改め、同号ロ⑾中「⑬において」を「以下」に改め、同号ロ⑿中「第七条の三第五号」を「第十一条第五号」に改める。

第三十八条第一項中「第二百九十四条第二項」を「第二百七十九条第三項」に、「様式第一号により作成した純資産額に関する調書」を「貸借対照表」に改め、「合計額（」の下に「法第九十九条第七項の規定を」を加え、「第十七号までに掲げる資産の額を合計した額を除き、それ以外の場合にあっては、第一号及び第五号に掲げる資産の額を合計した額」を「第六号までに掲げるものの金額の合計額」に、「第十八号から第二十号までに掲げる負債の額を合計した額を除き、それ以外の場合にあっては第十八号に掲げる負債の額」を「、第七号から第十号までに掲げるものの金額の合計額を除き、それ以外の場合にあっては第七号及び第八号に掲げるものの金額の合計額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　流動資産のうち、次に掲げるもの

イ　委託者等未収金（期間が二週間未満のものを除く。）が商品デリバティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭及び有価証券その他の物並びに当該委託者等の計算に属する金銭（当該委託者等の計算による取引であって決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。）及び有価証券その他の物の合計額を超える場合における当該超える部分の額

ロ　関係会社（連結会社を除く。）に対する短期貸付金（金融機関（銀行、協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）又は金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下このロにおいて同じ。）、信託会社又は金融商品取引業者へのコール資金の貸付け及び国内の金融機関又は金融商品取引業者が振り出した為替手形の購入に係るものを除く。）

ハ　前渡金

ニ　前払費用

二　一般貸倒引当金

三　固定資産のうち、次に掲げるもの

イ　無形固定資産

ロ　長期未収債権

ハ　長期貸付金

ニ　長期前払費用

ホ　繰延税金資産（固定資産に属するものに限る。）

四　繰延資産

五　保有する有価証券（信託財産をもって保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（金融商品取引所又は外国金融商品取引市場開設者に上場されている有価証券及び金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券並びに国債証券を除く。）

イ　関係会社が発行した有価証券（連結会社が発行した社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債及び資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債に係るもの並びにコマーシャル・ペーパー（金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。ロにおいて同じ。）、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないもの並びに売買の状況にかかわらず意図的に関係会社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかなものを除く。）

ロ　他の会社又は第三者が発行したコマーシャル・ペーパー又は社債券（商品先物取引業者が当該他の会社から資本調達手段を受け入れている場合であって、当該商品先物取引業者が意図的に保有しているものに限る。）

ハ　金融商品取引法第二条第一項第六号から第八号までに掲げる有価証券若しくは新株予約権付社債券又は同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの（金融商品取引所又は外国金融商品取引市場開設者に上場されている有価証券及び同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券並びに引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないものを除く。）

六　第三者のために担保に供されている資産（前各号に掲げるものを除く。）

七　商品取引責任準備金

八　他に行っている事業に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金

九　短期劣後債務（長期劣後債務（第五項各号に掲げる性質のすべてを有するものに限る。）のうち、資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金（社外流出予定額（配当及び役員賞与の予定額をいう。）を除く。）、その他有価証券評価差額金（貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。次項において同じ。）の評価差額が負となる場合における当該評価差額をいう。）及び自己株式の合計額（次項において「基本的項目の額」という。）の五十パーセントに相当する額を超える額並びに次号に規定する減価したものの累計額の合計額に相当するものを含む。）

十　長期劣後債務（残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、残存期間が五年になった時点における額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価したものに限る。）